

令和4年11月7日開催

箕輪町農業委員会第21回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年11月7日(木) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	唐澤 智大
事務局	細井 千里

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第10 報告第4号 農地改良届について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

（唱 和）

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆さん大変な中、ご苦勞様です。農業に限らず厳しい状況が続いております。健康第一、法令遵守で粛々と進めていただければと思います。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしく願いいたします。

議 長 ただいまから第21回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、10月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 10月6日に第20回総会が開催されました。

10月17日に役員会が開催されました。
10月20日に農地あっせん会議がありました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

21番 藤澤 昭二 委員 22番 上田 千志 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田)〇〇㎡ 農振農用地外です。

譲渡人は〇〇遺言執行者〇〇司法書士法人、

譲受人は 〇〇さんです。

2番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇(田)〇〇㎡ 農振農用地内です。

譲渡人は 〇〇さん、譲受人は 〇〇さんです。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田)〇〇㎡ 農振農用地外。

売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇さん、譲受人は 〇〇さんと〇〇さんです。

4番目の案件です。交換による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡

合計 〇〇㎡ 農振農用地内です。

譲渡人は 〇〇さん、譲受人は 〇〇さんです。

5番目の案件の農地との交換です。

5番目の案件です。交換による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、

中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡で 農振農用地内です。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
4番案件の農地との交換です。

6番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 農振農用地内です。
売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇さん 譲受人は飯島町〇〇さんです。

7番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡です。
農振農用地外で 売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇さん 譲受人は京都市 〇〇さんです。
〇〇さんは隣接の空き家に付随した農地で、家庭菜園レベルでの栽培を行う予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 〇〇さんの兄弟が死んでしまい、〇〇さんの家の出の〇〇さんが取得をするという案件です。

議 長 2番案件、井口委員。

井口委員 〇〇さんから相談がありました。〇〇さんは〇〇さんの弟でして神奈川で農地の管理ができないため、贈与したいとの申請です。

議 長 3番案件、春日委員。

春日委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 4番、5番案件、櫻井委員。

櫻井委員 双方で協議の上、交換をしたいとのこと。

議 長 6 番案件、藤澤委員。

藤澤委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 7 番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

私から質問します。7 番案件について、営農計画はいらないということによいでしょうか。

事務局 家庭菜園規模の面積の耕作ですので、営農計画書までは求めておりません。

議 長 よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第 1 号を採決いたします。
議案第 1 号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 1 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。建物敷地の申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇m² 農振農用地外で 2 種農地です。
申請者は 〇〇さんです。
過去に転用許可がされていなかったための申請です。

2番目の案件です。共同住宅の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番(田)〇〇㎡ 農振農用地外で 2種農地です。
申請者は 〇〇さんです。
共同住宅を建てるための申請です。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、金澤委員。

金澤委員 事務局の説明のとおりです。

議 長 2番案件、大槻委員。

大槻委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目から4番目の案件です。売買による駐車場用地の申請です。

対象農地は ○○ 合計5筆 合計○○㎡ です。
令和4年9月5日に農振農用地の除外となっている土地です。
2種農地で 売買価格は 坪○○円です。
譲受人は 箕輪町の 株式会社○○、譲渡人は ○○さん（複数名）です。
駐車場用地としての申請です。

5番目6番目の案件です。 売買による駐車場用地の申請です。
対象農地は、福与○○番○○ (畑) ○○㎡、福与○○番○○ (畑) ○○㎡
合計○○㎡です。令和4年9月5日に農振農用地の除外となっている土地です。
2種農地です。
譲受人は 株式会社○○、譲渡人は○○さんと○○さんです。
駐車場用地としての申請です。

7番目の案件です。 売買による宅地分譲の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番○○ (田) ○○㎡ 農振農用地外です。
3種農地で用途地域内です。 売買価格は 坪○○円です。
譲受人は 松本市の ○○株式会社です。
譲渡人は ○○さんです。
宅地分譲用地としての申請です。

8番目の案件です。 売買による工場用地の申請です。
対象農地は 東箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡、農振農用地外です。
2種農地で 売買価格は 坪○○円です。
譲受人は○○さん 譲渡人は○○さんです。工場用地としての申請です。

9番目の案件です。売買による住宅用地の申請です。計画変更申請です。
対象農地は 中箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡ 農振農用地外です。
2種農地で売買価格は 坪○○円です。
譲受人は ○○さん 譲渡人は伊那市○○さんです。
住宅用地としての申請です。
平成3年10月共同住宅用地として転用許可が出ましたが、経営上の関係から着工に至りませんでした。ここで計画変更を行うものです。
譲受人はこの土地の隣に親と一緒に住んでいますが、隣に住宅を建築したいと考えています。

10番目の案件です。 使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡ 農振農用地外で2種農地です。

使用借人は〇〇さん、使用貸人は〇〇さんです。住宅用地としての申請です。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

1 1 番目の案件です。 売買による建売住宅用地の申請です。
対象農地は三日町〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 農振農用地外で 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は伊那市の〇〇株式会社、譲渡人は〇〇さんです。
建売住宅用地としての申請です。

1 2 番目の案件です。 売買による住宅敷地拡張の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、農振農用地外で2種農地です。
売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。
隣接地、中箕輪〇〇番〇〇に建物を建てるにあたり、擁壁のスペースが必要なための申請です。譲渡人は施設入所中です。

1 3 番目の案件です。 売買による社宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 農振農用地外で2種農地です。
売買価格 坪〇〇円 です。
譲受人は箕輪町の株式会社〇〇、譲渡人は〇〇さんです。
社宅建築のための申請です。

1 4 番目の案件です。 売買による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡
合計〇〇㎡です。
農振農用地外で2種農地、売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は 町内アパートの〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。
住宅建築のための申請です。

1 5 番目の案件です。 売買による建売住宅用地の申請です。
対象農地 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡
合計〇〇㎡ です。農振農用地外で2種農地、売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は駒ヶ根市の株式会社〇〇、譲渡人は辰野町の〇〇さんです。
建売住宅を6棟建築するための申請です。

1 6 番目の案件です。 売買による住宅敷地拡張の申請です。

対象農地 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 農振農用地外で2種農地です。
売買価格 坪 〇〇円 です。
譲受人は 〇〇さんです。譲渡人は 辰野町の〇〇さんです。
現在住んでいる中箕輪〇〇番〇〇の住宅の東側が狭く、自家用車の転回を容易に行うため申請地を購入する申請です。

17番目と18番目の案件です。売買による駐車場の申請です。
対象農地は 三日町〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、三日町〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡
合計〇〇㎡ です。農振農用地外で2種農地です。
売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は〇〇株式会社、譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。
〇〇の駐車場として使用するための申請です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1～4番案件、8番案件、金澤委員。

金澤委員 1～4番案件は11月15日、8番案件は11月18日に業者から話がありました。
ご審議をお願いします。

議 長 5～6番案件、井口委員。

井口委員 内容については事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

議 長 7番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 内容については事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

議 長 9番案件、小松委員。

小松委員 内容については事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

議 長 10番案件、唐澤由寛委員。

唐澤由寛委員 問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 11番、17～18番案件、藤澤委員。

藤澤委員 説明を受けましてやむを得ないかと思ひます。ご審議をお願いします。

議 長 12番、13番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 事務局の説明のとおりです。問題はないかと思ひます。ご審議をお願いします。

議 長 14番案件、春日委員。

春日委員 問題はないかと思ひます。ご審議をお願いします。

議 長 15番、16番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 隣の家から話があり、分筆をして売買を行うものです。問題はないと思ひます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願ひます。どうぞ。

唐澤稔委員 1番の案件ですが、駐車場の近くに家が2軒建っています。5条の許可の際に隣接者の同意を得ることになっているが、そののところはどうなっていますか。

事務局 同意書の提出までは農業委員会としては求めていないため、詳細はわかりませんが、同意は取っているかと思ひれます。

唐澤稔委員 申請書の欄はどうなっていますか。

事務局 近隣の家同意までは書かれていません。

唐澤稔委員 家からの出入りの際に影響は出てくるはず。確認をしないと後々問題が出てくると思ひます。

議 長 今の発言は大変重みはあると思ひます。全ての転用でその様な問題は出てくると思ひますが、現状では関係者間で調整をしてもらう、ということになると思ひます。

よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

86ページは、総括表となります。

畑 30, 169㎡ 合計30, 169㎡です。

87ページからは、借り手の状況となります。

88ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年11月9日、終期は 令和14年12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思えます。

議案第4号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
91ページは、総括表となります。
田 51,833㎡ 畑 4,457㎡ 合計 56,290㎡
92ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
105ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。12件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

109ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で6件ございました。

報告第2号に付きましたの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

113ページは総括表です。今月は公社への売買となります。

114ページは公社への売買の内訳です。〇〇さんの3筆、〇〇さんの4筆で件数としては2件です。

報告第4号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。

この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第4号 農地改良届について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農地改良届について ご説明いたします。
116ページが位置図です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡です。
申請者は〇〇さんです。
畜舎跡の段差解消のための埋め土です。
報告第4号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

21 番

22 番
